北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成26年９月２日から平成26年９月22日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部、北海道開発局留萌開発建設部、北海道開発局函館開発建設部、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道開発局帯広開発建設部、北海道開発局釧路開発建設部、北海道開発局網走開発建設部、稚内市役所、礼文町役場、利尻町役場、苫前町役場、増毛町役場、古平町役場、積丹町役場、寿都町役場、せたな町役場、八雲町役場、松前町役場、福島町役場、函館市役所、森町役場、室蘭市役所、新ひだか町役場、様似町役場、豊頃町役場、厚岸町役場、根室市役所、羅臼町役場、斜里町役場、網走市役所、北見市役所、湧別町役場及び佐呂間町役場

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年９月２日

農林水産大臣　林　　芳正

気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成26年９月２日から平成26年９月22日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、宮城県庁、気仙沼市役所

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年９月２日

農林水産大臣　林　　芳正

塩釜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成26年９月２日から平成26年９月22日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、宮城県庁、塩釜市役所

告示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、京都労働局の関係事業主を代表する者岡根孝男の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年９月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年９月16日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　京都労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十六年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十六年九月二日

国土地理院長　小池　　剛

一　事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十六年八月二十二日

二　調査を実施する者の名称　国土地理院

三　調査地域

茨城県　稲敷市

四　調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十七年三月三十一日

公告

諸事項

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第３０２１１号

広島市中区基町６番78号リーガロイヤルホテル広島10階

申立人　埋橋　和人

本籍広島市南区段原日出町527番地、最後の住所広島市南区上東雲町20番17―101号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成25年12月11日頃から平成25年12月20日頃までの間、出生の場所広島市、出生年月日昭和15年４月25日、職業無職

被相続人　亡　小淵　啓司

催告期間満了日　平成27年３月16日

広島家庭裁判所

平成２６年（家）第２６２号

山口県宇部市大字東岐波2164番地３

申立人　縄田　竜司

本籍山口県宇部市鵜の島町５番、最後の住所山口県宇部市神原町２丁目１番22号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日平成25年７月14日、出生の場所島根県美濃郡二川村、出生年月日大正12年７月25日、職業無職

被相続人　亡　瀧川　蓮照

催告期間満了日　平成27年３月18日

山口家庭裁判所宇部支部

平成２６年（家）第１０５１号

徳島県徳島市中州町１丁目64番地１

申立人　立川　福夫

本籍徳島県徳島市北沖洲１丁目１番地91、最後の住所徳島県徳島市北沖洲１丁目13番５―８号、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日平成25年３月以下不詳、出生の場所徳島県勝浦郡勝占村、出生年月日昭和23年12月１日、職業不詳

被相続人　亡　大谷百合子

催告期間満了日　平成27年３月31日

徳島家庭裁判所

平成２６年（家）第４０２７号

福岡県みやま市瀬高町大江1584番地１

申立人　板橋　正勝

本籍福岡県大野城市乙金東１丁目２番、最後の住所福岡県三潴郡大木町大字上木佐木557番地５、死亡の場所福岡県三潴郡大木町、死亡年月日平成23年９月８日、出生の場所福岡県大野城市、出生年月日昭和53年９月８日、職業不明

被相続人　亡　三壷　愼士

催告期間満了日　平成27年３月31日

福岡家庭裁判所柳川支部